R6.4～

タクシー利用助成制度

（タクシー券発行）

村では、高齢者や障がい者等の方々が住み慣れた地域で

自立した生活が送れるよう、タクシーの利用に対し助成を行います。

	内　　容	備　　考
助成	高齢者や障がい者等を対象とした助成事業です。 指定したタクシー会社を利用する際の、乗車賃に対して助成されます。	※お一人あたり**年度内２４枚まで**です。 ※**利用できるタクシー会社が限られます。≪注意！≫** ※年度ごとに申請が必要です。
対象者	天栄村内に住所を有する方で、次のいずれかの条件に当てはまる方 １．６５歳以上の方 ２．身体障害者手帳１級・２級の方 ３．療育手帳Ａの方 ４．精神障害者保健福祉手帳１級の方 ※上記の規定にかかわらず、村税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、村上下水道料金、村営住宅家賃の滞納がある方は対象者から**除外されます。**	
申請の流れ	①登録、交付申請書を提出 ②審査・可否の決定 ③登録証明書、助成券の交付	※申請書等は**役場・湯本支所で**受付いたします。 申請に必要なものを用意し、ご来庁ください。
申請に必要なもの	・印鑑 ・（お持ちの方は）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	
助成額	**【タクシー料金の額】**　：　**【村からの助成額】**　→　**【自己負担額】**	
	9,999 円以下　：　料金の２分の１ ※１０円未満の端数は切上　→　料金の２分の１ ※１０円未満の端数は切捨	
	10,000 円以上　：　5,000 円　→　料金－5,000 円	
利用できるタクシー会社	牧本・大里・広戸・湯本地区の方	長沼観光タクシー TEL：０２４８－６７－２０２９
	大里・広戸地区の方	矢吹タクシー TEL：０２４８－４２－４１３３
		※タクシーが利用できる範囲は、**乗車場所**または**降車場所**の**どちらかが天栄村内**であるものに限ります。

【問合せ】企画政策課（庁舎２階）0248-82-2333／湯本支所0248-84-2111